

指定介護老人福祉施設・花屋敷栄光園 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人福祉施設 花屋敷栄光園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助するとともに、利用者が必要とする介護老人福祉施設サービスを提供します。利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人福祉施設サービス利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用の終了)

第3条 利用が終了する期日は特に定めていません。但し、以下の事項に該当するに至った場合は、利用は終了となります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が要介護3未満と認定された場合、但し特例入所の要件に該当すると判定された場合は、引き続き利用の継続ができます。
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(利用者からの解約)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解約することができます。

(当施設からの解約)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、利用解約の意志表明をすることにより、本約款に基づく入居利用を解約することができます。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護老人福祉施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、毎月15日頃に、前月分の利用料等の請求書を利用者に送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、その利用回数等を明示します。利用者は事業者に対し、前項の請求に基づき、前月の利用料を預金口座自動引落、振り込みの内、いずれかに決められた方法で、支払います。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

4 身元引受人は、民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 利用者または身元引受人は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧および謄写を求めることができます。但し、謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

但し、利用者の生命及び身体保護の為、緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

（秘密の保持）

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、嘱託医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護老人福祉施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（地域との連携等）

第11条 当施設は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情申し立て窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および改善の方法について利用者に報告します。

2 利用者及び身元引受人は介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

3 当施設は、利用者または身元引受人から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にかいなる差別的な取扱いもいたしません。

(賠償責任)

第13条 介護老人福祉施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

法 人 名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
事 業 所 花屋敷栄光園
住 所 兵庫県宝塚市切畑字長尾 5-321
電話番号 (072) 740-3388

2018年4月1日施行

2020年4月1日改訂